

税務

資本金額の説明義務違反で税理士が敗訴

高裁、税務上有利な1,000万円未満にする指導を怠った賠償責任を認める

要約

- 医療法人新設時の資本金設定をめぐる税賠事件で、資本金を税務上有利（消費税免税など）な1,000万円未満とするよう説明・指導する義務を怠った税理士が控訴審でも一部敗訴（東京高裁平成28年4月13日判決）。
- 高裁、消費税納付や交際費損金不算入などで医療法人が被った損害（約1,160万円）の賠償を命じる。

本件は、個人医院を営んでいた医師がその法人成り手続きの一部を受任した税理士に対して、医療法人を資本金1,000万円未満で設立するように説明・指導する義務を怠ったと主張して、委任契約の債務不履行による損害賠償を請求していた事件。

事実関係をみると、法人成りに関する委任契約締結後、医療法人は資本金1億74万9,000円で設立された。医療法人は、設立以後2期分の消費税を納付するほか、法人住民税均等割額を納付。また、資本金が1億円超であったことから、交際費は税務上損金不算入として取り扱われた。

これらの点に関し医療法人は、資本金額について設立後2期分の消費税が免税となるほか、ほかの税制でも有利となる1,000万円未満とするよう説明・指導すべき義務があったにもかかわらずこれを怠ったと主

張し、税理士に対し損害賠償を請求した。

これに対し東京地裁は、医療法人設立の主な目的は節税であったとしたうえで、資本金を1,000万円未満とするよう説明・指導することを怠った税理士には説明義務に違反した債務不履行があったと判断。損害額に関し東京地裁は、2期分の消費税1,574万円のうち、その全額が経費計上されていたことによる減税効果（1,574万円×39.24%）を差し引いた約957万円を損害と認定。また、東京地裁は、医療法人が資本金1,000万円未満で設立されていれば住民税均等割や交際費の損金算入でも減税効果があった旨などを指摘し、税理士に対して総額約1,257万円の損害賠償を命じる判決を下していた（本誌606号4頁参照）。

この地裁判決を不服とする税理士は控訴を提起。これに対し東京高裁も、医療法人設立の主な目的は節税であったため、税理士は税制優遇措置が受けられるように資本金を1,000万円未満とするよう指導・説明する義務があったというべきであると指摘したうえで、この説明・指導する義務を怠った税理士の債務不履行責任を認定。東京高裁は、消費税および住民税均等割のほか、交際費損金不算入などにより医療法人が被った損害額（約1,160万円）について税理士に対し損害賠償を命じた。